

提出書類作成マニュアル

奨学金給付申請書		
写真		写真につきましては縦4cm×横3cm程度で、半年以内に撮影した、顔が正面を向いている写真を使用してください。本人のみ。無背景。 (帽子・マスク・サングラス着用不可)
保護者氏名		保護者につきましては父母、養親、後見人、その他の本人を現に監護している方(里親等を含む)を指します。
家族氏名		生計を一にする家族全員の氏名を記入してください。また、それぞれの続柄、収入の有無をご記入ください。
家庭状況		当てはまる項目があればチェックしてください。
奨学金を必要とする理由		進路を選択したきっかけ、給付型奨学金を利用して大学等に進学したい理由、進学して何をやりたいか、卒業してどのようなことをしたいか、などを記入してください。
健康状態		大学等に進学するにあたって、健康上で心配な点があればお書きください。あくまで大学等に継続的に通えるか否か、を判断するものであって、通えるものと判断された場合は、記載があったからといって不利になるものではありません。
奨学金の併願		本奨学金は、日本学生支援機構(国における高等教育の修学支援新制度)以外の、他の給付型奨学金との併給不可ですので、併願の有無について確認するものです。併願は可能ですので、記載によって不利になるものではありませんが、 両方の奨学金に合格した場合には、日本学生支援機構の給付型奨学金で補えない分の入学金や学費を支給いたします。
同意文について		面談等を行う際に必要な範囲で、個人情報を取扱いますので、署名をお願いいたします。 なお、具体的な個人情報の取扱いについては、裏面を参照してください。
世帯全員の住民票の写し		
住民票		世帯全員の住民票の写し(続柄の記載があり、令和7年4月1日以降に交付されたもの。本籍、筆頭者、住民票コード、マイナンバーの記載は不要))また外国籍の方については在留資格の記載が必要です。 ※住民票の写しについて、コピーは不可です。
生計を一にする者のうち、収入のある者全員の課税(非課税)証明書		
証明書類		就労所得がある場合、世帯の主たる生計者及び収入がある者の課税(非課税)証明書(市役所税務課で発行)を添付してください。 また、それ以外に収入がある場合には、どのような収入で生活しているのかわかる書類を添付してください。
2025年1月以降に就職した方		2025年1月以降に就職し、収入が変更になった方につきましては、課税(非課税)証明書に加え、直近3か月の給与明細書のコピー(勤務している方)、又は直近3か月の帳簿等のコピー(自営業の方)を添付してください。

高等学校等又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類		
	高等学校等に在学中の方 高等学校等を卒業された方 大学等に在学している方	在学中若しくは卒業した学校の成績が証明できる書類が必要です。 在学中の方は前の学年末までの、既卒者は最終学年までの、成績を証明できる書類を提出してください。 大学等に在籍している方は、在籍証明書を提出してください。
	高等学校卒業程度認定試験に合格した方	高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書を提出いただくとともに、免除となった科目がある場合には、免除の根拠となる書類も提出してください。 なお、合格成績証明書は文部科学省へ申請してから10日程度かかりますので、奨学金の申請に間に合うように発行申請を行ってください。
生活保護の受給者証		
	受給をしている方のみ	北本市役所の共生福祉課から発行された受給者証の写しをご提出ください。

個人情報の収集・提供に関する同意文について(補足)

本事業は、奨学金を給付することと合わせて、期間中に面談を実施し、状況に応じた相談、助言を行い、学びの継続をフォローする制度です。面談等を実施するために必要な個人情報については、次のとおり取り扱います。

1. 家庭状況を把握し、適切な助言、指導につなげるため、生活保護等を受給している方については、給付型奨学金制度の奨学生として該当していることを福祉部に提供します。
2. 生活状況等を把握し、状況に応じた適切な面談を実施するため、面談の内容及び面談によって福祉的な支援が必要な場合等の情報を福祉部から収集します。

なお、収集・提供した個人情報は本事業を遂行する目的のみで使用し、ほかの目的では利用いたしません。